

# 業務指示書

## ベトナム国ベンチェ省水管理事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなりません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発計画、水資源管理に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農業開発計画1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業開発、灌漑開発計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 気候変動予測／防災計画／水資源管理】

- 1) 類似業務の経験：水資源管理、気候変動予測に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境社会配慮（環境影響）】

- 1) 類似業務の経験：環境社会配慮（特に生態系への影響）に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1. プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2. プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0055 円, US\$1 = 118.96 円, EUR1 = 131.21 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農業開発計画1  
気候変動予測/防災計画/水資源管理  
環境社会配慮(環境影響)

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.67 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月29日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

##### 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国ベンチエ省水管理事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／農業開発計画1	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 気候変動予測／防災計画／水資源管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 環境社会配慮（環境影響）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

ベトナム南部のメコンデルタ地域は、同国の食糧の半分以上を産出する等、同国の社会経済にとって重要な地域であるが、気候変動の影響に対して脆弱であり、海面上昇の影響による塩水遡上や淡水不足の被害を受けやすいとされている。同地域沿岸では、1982年から2011年の過去30年間で15cm程度海面が上昇したとされており、これに伴いメコン川支流では乾季を中心に塩水遡上が恒常的に発生している。

ベンチェ省はメコンデルタ地域の南西部に位置し、省内にはクアザイ川、ハムロン川、コーチェン川の3つのメコン川支流が流れ、住民は農業用水や生活用水をこれらの河川に依存している。塩水遡上はこれらの河川でも発生しており、遡上した塩水は省内に網の目のように形成された水路網を経て農地に到達する。特に、ベンチェ省北部は輸中となっているため、河川への依存度が高く、塩水遡上により淡水の取水が困難となっている。同省ではココナツや柑橘類の果樹栽培が盛んであるが、これらの作物は耐塩性が低く、塩水の侵入による収量減や果実の小型化等が発生しており、JICAが実施した開発計画調査型技術協力の結果によればベンチェ省が将来被る生産減や損失金額は地域内各省と比較して高いと予測されている。

かかる状況の下、農業・農村開発省は、2005年には北ベンチェ地域を流下するバーライ川の末端に防潮堰を建設するとともに、JICAが2013年に実施した開発計画調査型技術協力「ベトナム国メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト」等の結果に基づき、河川からの塩水侵入の防止と淡水の確保を通じた農業生産性の向上を図る目的で、主要な水路の入口に水門等の施設を整備する事業計画を策定し、独自フィージビリティ調査報告書（Feasibility Study、以下F/S（案））を作成した。また、ベトナム政府より、同案の実現に向け、JICAの円借款供与等の支援に対する期待を表明された。

本業務は、ベトナム農業・農村開発省及びベンチェ省人民委員会からJICAへの協力準備調査実施に係る要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業名

ベンチェ省水管理事業（以下、「本事業」という。）

#### (2) 事業の成果

本事業は、塩水遡上による農作物被害が甚大なベトナム南部ベンチェ省にお

いて水門等の整備と水管理能力強化を通じて塩分濃度の低い農業用水の供給を実現し、もって同省の農業生産性の向上に寄与するもの。

### (3) 事業内容

① 塩水侵入防止用水門、モニタリング機材等から成る施設の建設（ベンチェ省北部：5ヶ所、ベンチェ省南部：3ヶ所、計8ヶ所）建設（予定地については、配布資料参照）

※ なお、ベトナム政府が作成した F/S（案）では、チャビン省、ビンロン省を含む3省で計11ヶ所の水門建設が対象となっているが、同政府と協議の上、上記の通り対象を絞ることで合意済。

② コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）

### (4) 対象地域

ベンチェ省。なお、6.(2)の①についてはティエンザン省、チャビン省、ソクチャン省、バクリウ省、カマウ省及びキエンザン省も対象とする。

### (5) 関係官庁・機関

- ・ 農業・農村開発省中央プロジェクト事務所 (Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD), Central Project Office (CPO))
- ・ ベンチェ省人民委員会 (People's Committee of Ben Tre Province) (6.(2)の①のみ、上記(4)で挙げた各省の人民委員会も対象とする)

### (6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

- ・ メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト（開発計画調査型技術協力、2011年～2013年）
- ・ 気候変動対策プログラムローン（有償、2010年～、計4期）

## 3. 業務の目的

本業務は、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法（調達・施工）、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、JICA がベトナム側と締結した調査実施に係る討議議事録（2015年2月6日署名）に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置付け

本業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われる予定であるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ベトナム側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

### (2) 調査実施における JICA 及び実施機関との協議について

成果品のうち、インテリム・レポート(中間報告書)、ドラフト・ファイナル・レポートの作成においては、JICA との協議とともに、特に農業・農村開発省、ベンチェ省人民委員会を始めとしたベトナム側実施機関とも内容を協議・確認のうえ、最終化する。また、調査期間を通じて、必要に応じて、適宜 JICA と協議を行い、調査の進捗や課題等を共有する。

### (3) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費
- ③ 事業実施機関の実施能力
- ④ 操業・運営／維持管理体制
- ⑤ 運用効果指標

### (4) 相手国政府作成の各種計画(案)に基づく事業計画の策定

本業務では、ベトナム政府が作成した F/S、環境影響評価(Environmental Impact Assessment、以下 EIA)、住民移転計画(Resettlement Action Plan、以下 RAP)等の各種計画案をレビューした上で必要な調査を行い、より効果的・効率的、かつ環境社会影響を最小化した計画を提案することとする。

### (5) 既存調査結果の活用

本業務においては、新規のモデル設計、シミュレーション、モデル解析等の作業は最小限にとどめ、既存の調査結果を最大限に活用し、効率的な調査を実施することとする。

JICA では 2013 年に実施した「メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農

村開発のための気候変動適応プロジェクト」にて、天然資源環境省が取りまとめたベトナムにおける気候変動将来シナリオや農業・農村開発省南部水資源計画研究所（SIWRP）が行ったモデル解析結果等を基に、ベンチェ省を含むメコンデルタ地域の気温予測、降雨量、降雨パターン予測、潮位予測、メコン川上流域流量予測、洪水・渇水予測、塩水遡上予測に関する情報を収集した。本業務では、これらの調査結果を基に、最新の観測データ等や関連する研究結果を加味した上で事業計画の妥当性を整理すること。

#### （６） 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン）に掲げる影響を受けやすい地域に該当するため、同ガイドライン上カテゴリ A に分類されている。ベトナム政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続きについて調査し、先方政府による必要な手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価、代替案・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、住民移転計画の策定支援、ステークホルダー会議の開催支援を行う。調査方針については十分に JICA と協議を行うこと。また、調査初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICA に報告すること。

また、メコンデルタ地域の気象条件を考慮し、環境配慮事項の検討に際しては、雨季と乾季両方のデータを入手した上で検討を行うこと。

#### （７） 本事業の実施による農業振興

本事業の実施による農業用水の配水時期の変更、水質・水量の改善を最大限に活用してベンチェ省の農業振興を達成するために、ベトナム側が事業完成後に行うべき事項について検討する（現時点では、土地利用計画の策定、作物、作付パターンの変更とこれに伴う営農指導等を想定しているが、これに限るものではない。）

この際、関係機関の現在の経験や能力を踏まえて検討を行い、必要に応じて本事業に附帯する技術協力プロジェクト等による支援を検討すること。

#### （８） 事業実施体制の検討

事業効果の発現に向けては、本事業を通して建設された水門等施設の適切な運用が不可欠であることを踏まえ、必要な事業実施体制を検討する。この際、関係機関の現在の経験や能力とのギャップを分析した上で、今後取るべき能力強化策や改善策を検討するとともに、必要に応じて本事業に附帯する技術協力プロジェクト等による支援を検討すること。

#### (9) ベトナム政府及び他ドナーへの説明

ベトナム政府はドナーと共催で「メコンデルタ・フォーラム」を開催し、同地域における各事業間での整合性を確保し、協調の推進を図っている。現時点で本事業と他ドナー等が実施する事業との間に重複や相反は見られないものの、上記趣旨に鑑み、今後 MARD、ベンチェ省人民委員会、JICA は必要に応じて同フォーラムで事業計画を説明し、関係者より理解を得るとともにコメントを聴取する予定である。

以上を踏まえ、コンサルタントは同フォーラムにおける関係者からのコメント等を踏まえて計画策定を行うとともに、ベンチェ省人民委員会農業・農村開発局等が同フォーラムで説明する際に関連資料の作成や提供を通じてこれを支援する。

#### (10) ジェンダーの視点

水資源に対するニーズや農業活動への従事の実態は男女間で異なることが予想されることから、本業務では、ステークホルダー協議やインタビュー・社会調査等の実施時には、対象者の選定や方法を決定するに当たり、ジェンダー視点に留意した計画策定を行い、その計画及び結果を報告書に含めること。

#### (11) 安全対策

本業務では、工事時に遵守すべきベトナムの法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」に係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集及びベトナム政府の我が国 ODA 事業で求められる安全対策に関する理解の深化を図る。

#### (12) リスク管理シートの活用

本業務では別紙 1 の「リスク管理シート (Risk Management Framework)」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策を策定することとする。

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成、協議

- ① 本事業に関する F/S 案、EIA 案、RAP 案、開発調査報告書の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法、及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、ベトナム側実施機関である農業・農村開発省及びベンチェ省人民委員会に対し、インセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。
- ③ この際、先方に説明する 10 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA から

のコメントを反映して最終化した上で先方に説明することとする。

## (2) 事業の背景と必要性等の確認・検討

以下の項目に係る情報収集・分析を行った上で、本事業の背景、目的、必要性、緊急性について確認・検討する。

- ① ベンチェ省を含むメコンデルタ地域各省における、気候変動による影響を踏まえた農業開発計画の現状についてレビューする。この際、JICAが2011年から2013年に実施した開発計画調査型技術協力「メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト」にて形成されたマスタープラン及び優先事業計画について、各省の活用・実施状況を確認する（詳細は別紙2「先行技術協力の成果活用に係る調査仕様書」を参照のこと）。
- ② ベトナム（特にメコンデルタ地域）における農業セクターの現状・課題と関連政策を確認する。特に、ベンチェ省の農業振興計画を概観し、同計画を実施する上での課題を検討する。
- ③ ベンチェ省における実際の営農（水産・養殖を含む）状況（作物、作付パターン）を確認する。
- ④ ベンチェ省における農業用水利用状況（表流水／地下水、汽水／淡水、塩分濃度モニタリング体制を含む）を確認する。
- ⑤ ベンチェ省における気候変動による農業生産への影響を確認する。特に、塩水遡上による農業用水の塩分濃度上昇、洪水・高潮の氾濫による農作物の被災、それらによる農業生産量及び生産額への影響について、主要農産品（コメ、ココナツ、果樹、野菜）の生産量、作付面積、単収等の観点から整理する。
- ⑥ ベンチェ省で行われている水門や堤防等の構造物建設計画や水路の浚渫に関する実績を確認するとともに、計画の妥当性を確認する。
- ⑦ ベンチェ省における塩水侵入による生活用水や工業用水への影響、及び需要家による代替手段の実情について確認する。
- ⑧ 気象データ、及び、過去に発生した洪水や高潮の情報を整理し、自然災害の発生状況を確認する。

## (3) 事業計画の妥当性の検討と事業スコープの検討

農業・農村開発省が作成したF/S案を基に、以下の点を踏まえて計画の妥当性を確認した上で、事業のスコープ（事業目的、裨益地域と面積、事業概要（水門等建設予定地、施設建設内容、設置機材概略））を確定する。

### ① 事業対象地における用水の塩分濃度変化に関する検討

作成されたF/S（案）では、ベンチェ省北部では本事業にて建設が予定されて

いるアンフー（An Phu）及びベンルー（Ben Ro）の2ヶ所の水門、ベンチェ省南部では省内および上流に位置する他省の水路から、それぞれ淡水を省内に取り込み、流入した塩水をメコン川側へ押し出す計画である。この計画について、以下の通り妥当性を検討する。

- ア. ベトナム政府等が作成した気候変動によるメコンデルタ地域の塩水遡上及び塩分濃度の変化に関する分析結果を、最新の水文・気象データ等を加味した上で検討し、現在から10年毎に2050年頃までのベンチェ省周辺の河川での塩水遡上及び塩分濃度の変化に関する予測を行う。
- イ. メコン川及び省内を流下する水路の標高や水位、容量や浚渫状況、チェックゲート等の設置状況、既設及び本事業により建設される水門を閉鎖した場合の流速や流路等の変化を考慮した上で、シミュレーションを行い、本事業実施による省内農地に供給される用水の塩分濃度の変化を検討する。

## ② 高潮・洪水等に対する構造物対策の確認

高潮や洪水の被害を受けることで、本事業による塩水遡上の防御による事業効果が阻害されないよう、ベトナム政府及びベンチェ省が計画する事業対象地域における防災施設の建設計画（堤防、水路の改修、排水施設等）をレビューし、本事業の妥当性を検証する。

過去の高潮や洪水に関する規模と発生頻度、将来の気候変動を考慮した発生頻度の変化予測を踏まえ、洪水や高潮の発生に関する20年確率を考慮しつつ、十分な構造物対策が取られているかを確認する。対策が不十分であると考えられる場合、ベトナム政府による事業計画や実施予定時期を確認する。実施の目的が立っておらず、かつ、上記確率を踏まえて本事業の実施妥当性を確保するために最低限必要なものについて、本事業による借款供与の可能性について検討する。

## ③ ベンチェ省農業振興計画との関係整理

ベトナム政府の農業開発政策、ベンチェ省農業振興計画における方針や目標、現在の被害状況、本事業の実施により実現すると想定される農業用水の塩分濃度の軽減、ベンチェ省の主要農産物を巡る国内／国際競争力、他産業との連関可能性等を踏まえ、本事業の実施を踏まえてベンチェ省が目指す農業振興のあり方について整理する。

この際、既存の政策や計画を参照するだけでなく、ベンチェ省人民委員会、地区、コミューン等の政府機関、及び農家等とのステークホルダー協議を実施し、現状や今後の計画、関係者のニーズを聴取した上で、省内地域ごとの栽培作物（コメ、ココナツ、その他の果樹、エビ養殖、等）及び作付計画の概略を整理するとともに、同計画の実施に必要な灌漑水路やチェックゲート等の設置状況、水路の維持浚渫の状況を確認する。

#### ④ 類似事業のレビューと教訓の整理

ベトナム政府や世界銀行等が実施した近隣省における塩水遡上対策や洪水制御を目的とした事業について、事後評価結果のレビューやインタビュー、現地踏査等を通して、現状（開発効果の発現状況・持続性）や本事業実施において活用可能な教訓を整理する。

#### （４） 事業実施体制の検討

関係機関の確認、各活動における各機関の役割及び責任分担を明確にした上で、Project Management Unit (PMU) の設置を含めた実施体制を提案する。

この際、ベトナムにて実施されている類似事業の実施体制や運用状況、問題点、及び、農業・農村開発省、ベンチェ省人民委員会、農家間の関係、工事実施に伴う意思決定の効率性等に留意し、複数案についてメリット・デメリットを検討した上で、適切な実施体制を提案すること。

なお、事業実施体制については、本検討結果を踏まえて、JICA が先方政府と協議した上で最終的に決定する。

#### （５） 環境配慮①（スコーピング案の作成）

- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、ベトナム政府が作成した EIA 案をレビューした上で、必要な修正案を提案する。また、これにあたり、スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の案を作成する。スコーピング案の作成にあたっては、下記（１４）に記載する環境配慮に係る業務内容も参照すること。
- ② 相手国がスコーピングの段階で行う現地ステークホルダー協議の開催記録を確認し、必要に応じて開催を支援し、協議の結果を調査に反映させる。
- ③ 環境社会配慮助言委員会にスコーピング段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

#### （６） 社会配慮①（スコーピング案の作成）

- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、ベトナム政府が作成した RAP 案（2014 年 11 月作成）のレビューを行った上で、必要な修正案を提案する。この際、同案、相手国の法制度、及び JICA 環境ガイドラインとの乖離を分析し、同ガイドラインと同等の水準を求める世界銀行及びアジア開発銀行の事例を参照の上、その乖離を埋めるための本事業の対応方針を提案する。本項の作業にあたっては、下記（１５）に記載する社会配慮に係る業務内容も参照すること。
- ② 相手国がスコーピングの段階で行う現地ステークホルダー協議の開催記録を確認し、必要に応じて開催を支援し、協議の結果を調査に反映させる。
- ③ 環境社会配慮助言委員会にスコーピング段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

### (7) インテリム・レポートの作成

以上の調査結果を含むインテリム・レポートを作成し、農業・農村開発省及びベンチエ省人民委員会に説明する。この際、先方に説明する15営業日前までにJICAに案を提出し、JICAからのコメントを反映して最終化した上で先方に説明することとする。

### (8) 自然条件調査

8ヶ所の水門建設予定地について、以下の①及び②を中心に、施設建設に必要な地形、地盤等に係る以下の自然条件調査を行い、建設地としての妥当性を確認する（詳細は別紙3「自然条件調査仕様書」を参照のこと）。本業務については、現地再委託により実施することを認める。

① 地形調査：地形測量、縦断測量、横断測量等

② 地質調査：ボーリング、標準貫入試験、サンプリング、三軸圧縮試験等

### (9) 運営・維持管理体制の検討

本事業で建設した施設の適切な運営・維持管理、及び、これによる農業振興に向けて必要となる事業実施体制について、下記①で上げた項目を中心に、同②の要領に基づいて検討を行う。

#### ① 検討事項

- ア. メコン川の塩分濃度や水位、流量等に関するモニタリングの実施
- イ. 水門の開閉計画の策定・決定
- ウ. 農家への周知徹底・実施
- エ. 水門の開閉作業
- オ. 施設・機材のメンテナンス
- カ. 水路の維持浚渫
- キ. 洪水や高潮等の自然災害の発生時の緊急的な運用方法、開閉操作に誤りがあった場合の対応方法
- ク. 下記(14)及び(15)で検討する環境社会配慮事項に関する対応策の実施
- ケ. 上記(3)③で検討した農業計画の実施

#### ② 検討要領

- ア. 上記①で上げた項目について、それぞれの項目の実施主体、組織・所掌構造、実施に必要な人員配置、技術水準、予算計画と財源、等を検討する。
- イ. 各項目の実施主体となる組織の現状を比較し、上記ア.の検討結果との乖離を確認する。
- ウ. 必要に応じて農家や農家組織、近隣住民の適切な参画を確保して実施する

体制を検討する。

- エ. 複数の機関に跨る実施体制を提案する場合は、実現可能性を検討した上で、責任の所在を明確にすること。

#### (10) 人材育成（技術支援）計画の検討

上記(9)②イ.を踏まえ、必要な組織強化策及び人材育成計画、並びに必要に応じて保有すべき機材整備計画を策定する。また、これらの実施に向けて本事業のコンサルティング・サービスまたは円借款附帯技術協力等の実施が必要であると判断される場合、プロジェクト目標、成果、活動、投入（金額を含む）等について検討する。

#### (11) 概略設計の実施

上記(3)で検討した事業スコープを踏まえ、コスト縮減に留意しつつ、以下の項目について概略設計を行う。

##### ① 計画・設計の基本方針

本事業で建設される水門の構造や強度を含む仕様・設計については、自然災害の影響を受けて開発効果の持続性が損なわれることがないように、建設予定地の自然条件や洪水・高潮等の災害発生リスク（50年確率を目途とする）を踏まえたものとする。

また、施工後の効率的かつ効果的な運営・維持管理の必要性、及び工期や環境への影響を踏まえて日本の先進的な技術や製品の導入を含む、特殊な工法や調達方法の必要性について検討する。

なお、本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際にその検討資料として用いられる予定であることから、計画策定にあたっては随時JICAと協議することとする。設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対して適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

##### ② 含まれるべき内容

- ア. 建設する各水門の概略設計図
- イ. 水質モニタリング設備・機材の仕様
- ウ. 施工計画

以下の項目を含む施工方法を検討する。

- a. 施工監理方針
- b. 施工上の留意事項
- c. 施工区分（先方負担工事との区分）
- d. 施工監理計画

- e. 品質管理計画
- f. 資機材等調達計画
- g. 安全管理上の留意点
- h. 実施工程

エ. 完成予想図の作成

(12) 概略事業費と資金計画の検討

① プロジェクトの概略事業費の積算

概略事業費について、以下の要領に沿って積算を行う。

ア. 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は報告書には記載しない。また、下線部については、その算出方法を JICA から指示することがある。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロント・エンド・フィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
  - a) 用地補償等
  - b) 関税・税金
  - c) 事業実施者の一般管理費
  - d) 他機関建中金利（必要に応じて）
- h. その他 2
  - a) 完成後の維持管理費
  - b) 初期運転資金
  - c) 移転地整備に係る必要
  - d) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動に必要な費用
  - e) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

イ. 事業費の算出様式

事業費については別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年に割り振った形式となっている。

#### ウ. 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照する。

#### エ. 積算総括表

積算にあたっては、共通仕様書第16条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

#### オ. 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途 JICA が指示する様式に取り纏め、提出する。

- ② 資金計画（資金調達計画、JICA 融資対象部分の支出計画）
- ③ 年別資金計画
- ④ 内外貨区分
- ⑤ 税金の扱い
- ⑥ ベトナム側負担分について

#### （13） 調達方法の検討

「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づき、以下の項目について適切な調達計画を立案する。

- ① 施設建設、機材
- ② コンサルティング・サービス（詳細設計、調達支援、施工監理、人材育成・技術移転）

特に、事業実施に際しての以下の項目を含む調達のあり方については、考え方を整理して「調達方法の留意事項」として別途 JICA に提出する。

- ③ ベトナムにおける当該類似業務の調達事情
  - 一般建設工事の入札と契約に係る一般事情
  - 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般事情
  - 現地施工業者の一般事情
- ④ 入札手法、契約条件の設定
  - 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針、等
- ⑤ コンサルタントの選定方法
  - インターナショナル・コンサルタントの採否、等
- ⑥ 施工業者の選定方針
  - PQ（Pre-Qualification）条件の設定
  - Local Competitive Bid の採否

➤ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注）の考え方、等

(14) 環境配慮②

- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、ベトナム政府が作成した EIA 案をレビューした上で、必要な修正案を提案する。EIA 案のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査（定量的影響予測及びデータの更新を含む）を行う。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。
- ② 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。
  - ア. ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
  - イ. 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
    - イ) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
    - ウ) 関係機関の役割
  - ウ. スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
  - エ. 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
  - オ. 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
  - カ. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
  - キ. 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
  - ク. 予算、財源、実施体制の明確化
  - ケ. ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

③ この際、以下の点について特に留意して調査を実施する。

ア. 生態系への影響

a. 魚類への影響

事業対象地の生態系調査を行った上で、特に魚類の回遊や遡上、産卵等に影響がないことを確認すること（詳細は別紙4「魚類及び水生動物調査仕様書」を参照のこと）。特に、この際、国際自然保護連合（IUCN）及び国内のレッドリスト等を参照し、事業対象地域における絶滅危惧種や固有種等の生息状況を確認すること。

水門の建設が魚の回遊や遡上を妨げ、その生態系に甚大な影響を与えると判断される場合は、う回路の建設や魚の通路を設けるなどの緩和策を検討する。

## b. 鳥類（サンクチュアリ）

ベンチエ省北部には、大規模でないものの同省が設置した鳥類の保護区（サンクチュアリ）があるので、本事業による生態系への影響を検討し、影響が想定される場合は緩和策等を検討する。

## c. マングローブ

ベンチエ省内には、大規模でないものの一部地域にてマングローブが生息しているので、本事業の実施により省内の表流水及び地下水の塩分濃度の変化による影響を精査し、緩和策等を検討する。また、本事業により一部伐採が発生する場合、国内法規制で求められる対応を確認の上、必要に応じて緩和策を立案する。

## イ. 水質・河岸浸食

本事業により建設された水門を閉鎖することで、省内を流れるバーライ川及びその他の水路の流量や流速に変化が生じ、これにより滞留による水質悪化や増水による河岸浸食等が発生する可能性がある。については、最新の流量や流速等のデータを踏まえてシミュレーションを行い、本事業による影響を検討するとともに、必要に応じて緩和策等を検討する。

特に、水質については、工業施設、商業施設、住宅、農地等の分布を意識した上で、上流、中流、下流の各地域のそれぞれ 10 箇所程度で水質サンプルを取得し、上記シミュレーションと併せて汚染物質の拡散や水質悪化の可能性について検討すること。その結果、その影響が環境基準等に照らして問題となる可能性がある場合は、水門開閉による影響緩和策やその他の水質改善対策、及びそれらの実施計画を検討すること。

また、ベンチエ省内への塩水流入を防御することで、近隣の他省に与え得る水量、水質（塩分濃度を含む）に関する影響についても検討する。

## （15） 社会配慮②

### ① 住民移転・用地取得

本事業では、大規模ではない住民移転及び用地取得が生じる予定であることを踏まえ、JICA 環境ガイドラインに基づき、ベトナム政府が作成した RAP 案（2014 年 11 月作成）のレビューを行った上で、必要な修正案を提案する。

RAP 案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。RAP 案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ア. 用地取得・住民移転の必要性
- イ. 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ. 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ. 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ. 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ. 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ. 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク. 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ケ. 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ. 費用と財源
- サ. 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ. 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

## ② 社会影響調査

本事業による社会影響について、特に以下の点に留意して調査・検討を行う。

### ア. 用水ニーズの対立

ベンチェ省内（特に中流から下流地域）には、汽水を利用したエビ養殖を営む農家が点在することから、事業実施後も汽水を継続的に利用したい農家が存在すること、またこれにより、農家間で用水ニーズや排水処理を巡る対立が発生する可能性があると考えている。

上記を踏まえ、ベンチェ省内の 20 箇所程度（箇所数についてはあくまでも目安であり、現地の実情に合わせて調整するものとする）にてベンチェ省人民員会、地区、コミュニオン等の政府機関、及び農家等とのステークホルダー会議を開催して、事業完成後の農家の栽培計画や希望を把握し、事業実施による農家間の用水ニーズや排水を巡る対立の発生リスクを検討し、事業に反映する。対象地域は、ベンチェ省内を流下する主な水路（特に、本事業の実施によって塩分濃度が低下すると想定される水路）沿いの地域や、コメとそれ以外の作物が混合して耕作されている地域を中心に対象地域を選定する。ステークホルダー会議の開催に際しては、出席者のジェンダーバランスに留意し、男女双方のニーズを適切に聴取できるよう配慮する。

また、上記調査の結果を踏まえた適切な土地利用計画の策定、灌漑用水の配水計画の策定と実施、住民参加の確保、作付パターンの変更を含めた農家への営農指導、ベンチェ省人民委員会による適切な農業補償などの対応策を検討す

る。

#### イ. 渡し船業者への補償

水門建設予定地である河口付近には渡し船を操業する業者が存在する。本事業による水門建設に伴い両岸が道路で接続された場合、これらの操業及び創業者の生計に影響が生じる可能性がある。かかる観点から本事業により想定される影響を確認し、必要に応じて代替策や補償等の対策を検討する。

#### ウ. 配水ニーズ間の調整

工業用水、飲料水を含む生活用水との取水調整の必要性について検討する。必要性が認められる場合は、その実施方法、実施体制等を提案する。

##### (16) 運用・効果指標の検討

定量的効果については、経済分析（内部収益率（EIRR/FIRR）の算出）を行う。算出方法については本事業の特性を踏まえ、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、定量的指標（運用・効果指標）について、基準値（2015年）とともに本事業完成後2年を目途とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、農業生産性の回復・増加、作付面積の回復・増加等を想定しているが、本事業の特性を踏まえ、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。

定性的効果については、農業生産の回復による貧困削減、飲料水が可能になることによる生活環境の改善等を想定しているが、これについても本事業の特性を踏まえ、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。

定量的効果、定性的効果ともに基準値及び目標値の設定とともに、データ入手手段及びモニタリング手法の提案も行うこと。

##### (17) 事業実施スケジュールの検討

調達手続きを含めた詳細設計／施工、人材育成の期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（用地取得、住民移転等）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

##### (18) 準備調査報告書（ドラフト）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（ドラフト）として取り纏め、ベトナム政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。この際、先方に説明する15営業日前までにJICAに案を提出し、JICAからのコメントを反映して最終化した上で先方に説明することとする。

### (19) 準備調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

## 7. 成果品等

本調査の各段階で作成・提出する資料は以下の通り。このうち、(1)の⑤及び⑥を最終成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA 及び先方機関に提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数および電子化したものを用意することとする。

### (1) 報告書の種類

#### ① 業務計画書

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2015年7月

部数：和文5部、英文7部、ベトナム語6部（簡易製本）

#### ② インセプション・レポート

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2015年8月

部数：和文5部、英文7部、ベトナム語6部（簡易製本）

#### ③ インテリム・レポート

記載事項：上記6.(2)から(6)までの項目に関する調査結果。

提出時期：2015年12月

部数：和文5部、英文7部、ベトナム語6部（簡易製本）

#### ④ 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）。

提出時期：2016年6月

部数：和文5部、英文7部、ベトナム語6部（簡易製本）

#### ⑤ 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）。

※調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることになるため、必要な入札関連情報については報告書には含めず、別途資料として提出すること。

提出時期：2016年9月

部数：和文8部、英文5部、ベトナム語6部（製本）

CD-Rom 3部

## ⑥ デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時

部数：CD-Rom 2部

### （2） 報告書の仕様

- ① 準備調査報告書以外の報告書の作成仕様は、A4 ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。
- ② 準備調査報告書の作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）のとおりとする。

### （3） 報告書の仕様

- ① 各報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。
- ② 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円価との交換レートを記載すること。
- ③ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- ④ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑤ 各報告書の先方政府への説明・協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 工程計画

本業務は、2015年7月下旬に業務を開始し、約11か月後の2016年6月上旬に準備調査報告書（ドラフト）、2016年9月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

全体で約42MMとする。

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、現地のリソースの活用を含め、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／農業開発計画1(2号)
- ② 気候変動予測／防災計画／水資源管理(2号)
- ③ 環境社会配慮(環境影響)(3号)
- ④ 環境社会配慮(水文・水質)／水質管理行政
- ⑤ 環境社会配慮(社会影響)
- ⑥ 農業開発2
- ⑦ 事業管理体制／人材育成計画
- ⑧ 経済・財務分析
- ⑨ 施設建設計画／積算1
- ⑩ 機材設置計画／積算2
- ⑪ 地質・地盤／自然条件調査

##### （3）業務調整団員

必要に応じ、全体MMを超えない範囲で業務調整団員／人材育成計画補助を配置することを認める。

##### （4）通訳

必要に応じ、英語・ベトナム語の通訳を現地にて傭上することを認める。

#### 3. 参考資料

##### （1）配布資料

- ・ 本件調査に関する討議議事録
- ・ ベンチエ省農業開発計画
- ・ F/S (案)
- ・ EIA (案)
- ・ RAP (案)
- ・ Resettlement Policy Framework
- ・ Initial Social Assessment
- ・ Summary of Resettlement Social Impact Assessment
- ・ 魚類調査仕様書

#### (2) 閲覧資料

- ・ JICA 開発調査「メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト」最終報告書（以下の JICA 図書館ホームページよりダウンロード可能）

マスタープラン編：

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010243.html>

優先事業編：

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010244.html>

#### 4. 機材

本業務実施のために本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととする。

コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格を見積もりに含めること。

#### 5. 見積もり条件

JICA が定める「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(2014 年 4 月)に基づき、コンサルタントの活動に必要な経費について積算すること。

#### 6. 相手国側の便宜供与

オフィススペースの提供、カウンターパートの参加、安全に係る情報の提供等が予定されている。

#### 7. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。また、以下の項目以外に現地再委託による調査が妥当な項目があればプ

ロポーザルにて提案すること。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 環境社会配慮調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2012年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を予定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

## 8. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

## 9. その他の留意事項

本業務については年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## リスク管理シート (Risk Management Framework) フォーマット

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
<b>1. Stakeholder risk</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府の開発事業へのコミットの低さ（政策的優先度、財政面を含む支援の確約）</li> <li>- 政権交代後の政策的優先度の維持可能性</li> </ul> 【開発政策と本事業の位置付け】	<p><b>視点・チェック事項：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★当該事業が政府内で優先事業として特定されているか。相手国のハイレベルで開発戦略、改革策へのコミットがあるか。</li> <li>★政権交代等で政策優先度が変化、事業へのコミットが失われる恐れはないか。</li> <li>★事業により政府の国内的、国際的イメージが影響を受け（プラス、マイナス双方）、事業実施意欲の喪失、逆に強化につながる要因はあるか。</li> </ul> <p><b>確認ポイント：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★開発計画等への掲載、案件準備段階での予算措置、事業計画作成段階でのステークホルダーとの対話状況等を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★定期的なハイレベルでの政策協議を、特に次年度予算要求のタイミングで実施し、事業が政策的に整合的であることを確認。</li> <li>★セミナー開催、マスコミへの情報提供等を通じた事業便益の情報公開等、PR 戦略の策定・実施による住民の期待・世論への働きかけ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府外の国民一般のニーズとの整合性</li> <li>- 既得権益層との対立の可能性</li> </ul> 【開発政策と本事業の位置付け】	<p><b>視点・チェック事項：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★住民運動、メディア、近隣国政府を含むステークホルダーから激しい反対が引き起こされる可能性はないか。</li> <li>★仮にリスクが高い場合、適切な広報戦略を含むリスク対策が整備されているか。</li> <li>★事業実施が特に政治的圧力を持つ特定グループの既得権益を阻害することで、政治的な妨害につながる可能性はないか。</li> </ul> <p><b>確認ポイント：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★案件準備段階でのステークホルダー会議の実績、記録等を確認。彼らのニーズは事業に反映されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★事業便益、インパクト等の分析と現地コミュニティ、ステークホルダーとの積極的協議。現地語によるメディア対策の実施。情報開示と（必要に応じ）第三者によるモニタリングの導入。</li> <li>★事業に影響力を持ちうる人物・団体等の特定と、関連ステークホルダーへの情報提供。（JICAは必要に応じオブザーバー参加。）</li> <li>★事業の影響を受けうる既得権益層に対しては、適切な補償措置の提供。（例えばミニバス・オーナーへの大型バス運営委託、支線でのミニバス運行等。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 民間資金を活用する事業の場合、事業体への出資参加・資金提供の可能性</li> </ul> 【事業費と資金計画】	<p><b>視点・チェック事項：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★特定目的会社への出資、事業完成後の運営管理を含む民間の事業参加が動員できず、事業実施が頓挫する可能性はないか。</li> </ul> <p><b>確認ポイント：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★民間出資者等向けの事業説明会（ロードショー）の実績、反応の確認。近隣諸国等での同種事業実施実績の確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★事業準備段階からの予備的なスポンサー探し、民間スポンサーの興味の確認。民間銀行等、代替的資金提供手段の検討。民間スポンサー経験のある EPC、O&amp;M コントラクターとの契約。</li> </ul>
<b>2. Executing agency risk</b>		
<b>2.1 Capacity risk</b>		

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
- 実施機関への適切なリソース、権限の付与 【事業実施機関－財務面の実施能力】	視点・チェック事項： ★事業実施機関は十分な人的、財務的資源を有しているか。事業実施に必要な各種意思決定を迅速に行う権限を有しているか。 確認ポイント： ★ドナー、コンサルタント／コントラクターからの聴取、報告書レビュー。先行円借款（特に第1フェーズ、輪切り第1期等）、同種の他ドナー事業は順調に進捗してきたか確認。	★実施機関の各部門の責任体制の確認、関連法令・規則のチェック。必要な場合は、適切なガバナンス体制の構築を L/A 発効条件に規定。 ★予算配分については、次年度予算要求時期に合わせたレビュー会合の開催により確保。
- 財務管理・調達プロセスへの信頼性、管理部門の技術的能力 - 政治的圧力からの自由を含む規則の実態的適用 【事業実施機関－技術面の実施能力】	視点・チェック事項： ★政府調達等に関する各種規則、法令は適切に整備されているか。JICA の同意プロセス等が適切に組み込まれているか。 ★逆に JICA 調達ガイドライン以上の（必要以上に）厳しい条件が課されていて、再入札等を余儀なくされる恐れはないか。 確認ポイント： ★公共調達・財務管理能力調査等の既存資料のレビュー。担当部門スタッフの転職率、新規スタッフの研修体制。内部監査部門の有無とその機能。 ★現地会計検査院、ドナー、コンサルタント／コントラクターからの聴取。同程度の過去の政府調達（援助事業含む）において、大きな遅延、不正は生じていないか確認。	★財務・調達に関する内部管理マニュアルの確認。電子調達手続きの導入支援。 ★先行事業等において良好なパフォーマンスのスタッフの PIU への配属申し入れ。人事異動を回避するための研修等によるインセンティブ付与。（人事への介入とみなされないよう留意。） ★事業準備期間から開始直後にかけての調達・財務管理セミナー、PIU スタッフへのトレーニング実施、専門家や監理コンサルタントの派遣。 ★ハイレベルでのモニタリング会合等における、内部決裁手続きの確認と処理日数等の具体的データに基づく協議、手続き簡素化や PIU への権限移譲への働きかけ。
- 自己資金負担能力への信頼性 - 財務管理能力への信頼性 【事業実施機関－財務面の実施能力】	視点・チェック事項： ★実施中の自己資金負担、維持管理費用は適切に徴収可能か、あるいは政府から配賦されるか。仮に借入が必要な場合、迅速に借入できるか。 ★逆に（議会承認の条件等として）輪切り後続部分までのフルファイナンスが求められ、先方政府内での事業承認が遅延するリスクはないか。 確認ポイント： ★過去の当初予算と執行率の確認。年度途中での予算執行状況のレビュー制度、実績に応じた柔軟な予算配分見直し制度の有無。 ★政府全体の予算状況の見通し確認（IMF のマクロ経済レビュー等）。	★同上。 ★加えてコンピュータベースでの財務管理システムの構築支援、適正な財務報告作成への支援。 ★外部監査人（現地会計検査院含む）の事業プロセスへの参加。 ★仮に自己資金分が不足した場合、銀行から一定額の借入ができるクレジットラインの設定、限度額までの政府保証付与のアレンジ。
- コントラクターへの支払い遅延等の可能性 【事業実施機関－財務面の実施能力】	視点・チェック事項： ★工事内容、請求書の適切性チェック等の支払い手続き、承認権限が適切な範囲で現場に移譲されているか。	★定期的ポートフォリオ会合等において、遅延による具体的コスト（コミット・チャージ増加、経済性低下等）を示したモニタリング・対話。事業実施状況の情報公開による外的圧力。

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
務面の実施能力、事業実施体制】	<p>確認ポイント：</p> <p>★ドナー、コンサルタント／コントラクターからの聴取。</p>	<p>★内部決裁手続きの確認と処理日数等のデータに基づく協議を通じた手続き簡素化や PIU への権限移譲の働きかけ。</p>
- TSL 等の場合の仲介機関、地方分散型事業の場合の地方政府／コミュニティの財務・技術能力不足の可能性 【事業実施機関－事業実施体制、操業・運営／維持・管理体制】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★仲介機関の低パフォーマンスにより、事業実施、資金活用が停滞する可能性はないか。政治的圧力等を含め、仲介機関が適切に選定されないリスクはあるか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★上記の中央政府・機関の確認ポイントを地方政府等のレベルでも実施。 ★予算制度における地方政府等のパフォーマンス・レビュー制度の有無。 ★過去の予算配分額等に比しての借款資金規模が過大でないか。</p>	<p>★明確な仲介機関選定基準の策定（できる限り客観的条件による政治的圧力の排除）、プロジェクト運営マニュアルの策定、基準・規定に則った透明な選定プロセスの確認。 ★地方分散型事業の場合、経済性、担当地方政府・実施機関、コミュニティの参加体制等、明確なサブプロジェクト選定基準の策定。 ★参加機関（仲介金融機関、地方政府、コミュニティ等）は固定的とせず、パフォーマンスにより柔軟に変更可能な設計とすることで、パフォーマンス改善・維持のプレッシャーとする。複数の機関が参加する形でリスク分散を図る。</p>
<b>2.2 Governance risk</b>		
- 関係各部門間の連携体制、複雑な実施体制 【事業実施機関－事業実施体制、操業・運営／維持・管理体制】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★上位官庁を含めた関係機関の間で、事業実施に必要な各種意思決定に関する責任分担、協議体制ができていないか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★定期的な省庁間連絡体制の制度、協議実績の確認。 ★当該事業が依拠する開発計画等の省庁間議論のポイント確認。当該事業が他省庁の行政目標に正の影響を与えるか。</p>	<p>★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。 ★事業実施担当官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。</p>
- 借入に必要な議会承認等の遅延 【事業実施スケジュール】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★政府－議会間の意思疎通の欠如、相手国政府内の規程上の要求（ex. 輪切り後続分を含む資金手当て）等により、E/N・L/A 等の議会承認が遅れる可能性はないか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★他ドナーを含めた過去の事例の確認。現議会の与野党対立の度合い。</p>	<p>★特に政権交代等が想定される場合、主要野党指導者への事業裨益効果の広報の依頼（JICA は大使館を通じて政権に働きかけるという関係。前面には出ない。）</p>
<b>2.3 Fraud &amp; corruption risk</b>		
- 財務・調達管理規則等の適切性、実効性 【調達・施工方法】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★調達、財務管理、汚職対策を含め、事業の順調な実施に必要な制度構築はなされているか。会計検査制度、情報公開等が適切に行われる制度は確保されているか。リスクが高い場合、事後監査を含めた補完措置がとられているか。 ★過去の同種事業で（他ドナー事業を含め）、実施段階で大幅な遅延、問題が発生したこと</p>	<p>★財務・調達に関する内部管理マニュアルの確認と指導。適切なチェック&amp;バランス機能の構築（管理能力と迅速性とのトレードオフに注意）。適切であれば電子調達手続きの導入支援。 ★先行事業等において良好なパフォーマンスのスタッフの PIU への配属申し入れ。人事異動を回避するための研修等によるインセンティブ付与。（人事への介入とみなされないよう留意。） ★事業準備期間から開始直後にかけての調達・財</p>

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
	<p>はないか。</p> <p><u>確認ポイント</u>：  ★公共財務システム評価等のレビュー、ドナー、コントラクター／コンサルタントからの聴取。</p>	<p>務管理セミナー、PIU スタッフへのトレーニング実施、専門家や監理コンサルタントの派遣。</p> <p>★ハイレベルでのモニタリング会合等における、内部決裁手続きの確認と処理日数等のデータに基づく協議、手続き簡素化やPIUへの権限移譲への働きかけ。</p> <p>★主管官庁、実施機関本部、PMU等の中で、承認権限等の所掌の明確化。日常的な進捗に関わるものを中心に、できる限りPMUへの意思決定の権限移譲。</p>
<b>3. Project risk</b>		
<b>3.1 Design risk</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業の技術的設計</li> <li>- 高度すぎる技術の採用</li> <li>- 自然災害に対する安全性・持続性</li> </ul> <p>【事業概要】【事業実施機関－技術面での実施能力】</p>	<p><u>視点・チェック事項</u>：</p> <p>★事業は技術的に複雑すぎる設計となっていないか。開発効果を達成する上で必要なコンポーネントは、適切に対処されているか（他ドナーとの連携を含め）。</p> <p>★必要以上に高度な技術を採用するため、利用料金、維持管理費用が高騰しないか。</p> <p>★自然災害の影響を受けて開発効果の持続性が中断・阻害されることがないように、事業による構造物の設計がなされているか。</p> <p><u>確認ポイント</u>：</p> <p>★既存の公共事業で同種の技術を使っているか。提案技術は、何らかの制度改革に依存していないか。</p>	<p>★案件形成の初期段階からの経験豊富な技術者による技術審査。必要に応じ、協力準備調査における技術レビュー・コンサルタント雇用。第3者機関、experts panel等による技術レビュー。</p> <p>★事後評価（他ドナーの経験を含む）における教訓を適切に踏まえた、実施機関との対話。</p> <p>★借款額設定時の適切な予備費の確保。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業スコープの適切性</li> </ul> <p>【事業概要】</p>	<p><u>視点・チェック事項</u>：</p> <p>★事業目的の達成に必要なコンポーネント（ソフト含む）は全て含まれているか。支援対象外のコンポーネントが実施されないことにより、開発効果が発現されない可能性はないか。</p> <p><u>確認ポイント</u>：</p> <p>★開発計画等における関連事業、補完的政策への政府取組みの記載確認。</p> <p>★他ドナーの支援戦略文書における主要課題の記載内容、支援予定の確認。</p>	<p>★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司るsteering committee等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同committeeを継続し、定期的なフォローアップを行う。</p> <p>★事業実施担当官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業モニタリング体制の信頼性</li> </ul> <p>【事業実施機関－事業実施体制】</p>	<p><u>視点・チェック事項</u>：</p> <p>★事業実施状況（予算、工事）が適時に正確に確認できず、問題の発生が発見できず、問題が放置される可能性はないか。</p> <p>★モニタリングの不十分さにより、資金の不正使用等が起きる可能性はないか。</p> <p><u>確認ポイント</u>：</p> <p>★事業実施監理責任は明確にされているか</p>	<p>★データベース管理システム、Management Information System構築の事業コンポーネントへの取り込み、専門家派遣。</p>

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
	<p>(PIU の設置等)。当該 PIU スタッフ自身に、同規模事業を実施監理した経験があるか。</p> <p>★公共事業予算における予算執行状況のモニタリング・メカニズム等の現況確認。</p>	
<p>- 地方分散型事業の場合の事業実施体制</p> <p>【事業実施機関－事業実施体制】</p>	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★地方政府、現地コミュニティを含め、事業実施段階から維持管理までの責任体制、管理能力が適切に把握されているか。</p> <p>★不足する能力には、適切な補完措置（コンサルタント TOR、現地ファシリテーターの配備等）がなされているか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★上記の中央政府・機関の確認事項を地方政府等においても確認。</p>	<p>★基本的事業実施枠組みを、事前に参加者（農民等）に説明し、合意形成を促進。NGO や現地コンサルタントのファシリテーターとしての雇用。</p> <p>★受け皿組織の策定を事業承認（L/A 発効）の条件とする。</p>
<p>- 調達パッケージの不適切性</p> <p>- コントラクターの能力不足</p> <p>【調達・施工方法】</p>	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★調達パッケージ数が過度に多すぎないか。</p> <p>★コントラクター間での調整コストが高すぎる、あるいは少額すぎて能力のある応札者が忌避する調達パッケージとなっていないか。</p> <p>★LCB 部分につき、現地コントラクター、資材等は十分に調達可能か。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★協力準備調査等における政府登録事業者等のリスト、工事実績確認。</p> <p>★他ドナーの支援事業を含む過去の事例におけるロット分けの実績確認、ヒアリング。</p>	<p>★案件形成の初期段階からの経験豊富な技術者による確認。</p> <p>★案件形成の段階で、既往公共事業等の応札企業のリスト、工物品質の確認等を通じて、現地コントラクターの能力を確認する。</p> <p>★十分な数の質の高い企業が応札するよう、入札情報の先行広報を行わせる。</p>
<p>- 外部要因による事業費高騰への脆弱性</p> <p>【事業費と資金計画】</p>	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★国際市況や為替要因により、事業費が高騰する可能性は高くないか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★同種事業を実施しているコントラクターからの事業環境見通しのヒアリング。</p>	<p>★予備費の適切な配分と事業デザイン（コンポーネント）の柔軟性確保。必要に応じて相手国の追加的予算措置を可能とする能力の確認。</p>
<p>- 外部要因による需要減への脆弱性</p> <p>【事業の必要性】</p>	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★事業サービスの提供先が狭い対象に限られていて、外部経済環境等により需要が急減する可能性は高くないか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★当該実施機関以外に、共通の需要要因により事業が影響される事業体があれば、その事業見通しの確認。</p> <p>★F/S における需要予測を要因分解した上で、各決定要因につき国際機関等からの見直しヒアリング。</p>	<p>★需要予測における前提条件の明確化と、感応度分析の実施。この上で、事業実施中の前提条件のモニタリング。また F/S とは異なった手法での需要予測実施。</p> <p>★可能であれば事業計画の見直し余地を残す柔軟な案件計画の設定。</p> <p>★主要なサービス需要が低下した際に補完する複数のタイプの需要に対応した事業計画の策定。</p> <p>★利用率向上のための広報活動支援。</p>

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
<b>3.2 Program/donor risk</b>		
- 周辺関連事業の整備 【事業概要】	<b>視点・チェック事項：</b> ★支援対象外の事業（政策・制度改革含む）に開発効果が依存している場合、それら事業の遅延等により、事業効果が達成されない可能性はないか。	★関係機関との事業・政策調整、事業の相乗効果発揮のため、PIU 内に関係機関調整役を配置。 ★Steering committee には、関係機関のシニアメンバー（大臣、副大臣等）を含める。周辺政策、事業を含む Action Plan の S/C での合意とフォローアップ実施。 ★中間レビューの積極的対応。ポートフォリオ会合等では、複数機関が参加する全体会合を設け、関連政策・事業の実施状況もモニタリング、必要な対応策がハイレベルの参加の下で確認できる仕組みとする。
	<b>確認ポイント：</b> ★事業間の相互依存の程度。建設工事自体が関連している場合、クリティカルパスはどちらにあるか。	
- 開発効果発現に必要な政策、制度改革 【開発政策と本事業の位置付け】	<b>視点・チェック事項：</b> ★料金政策等、開発効果の発現に必要な政策・制度改革の必要性は十分に認識されているか。その実施に向けた支援は、他ドナーを含めて十分に得られているか。	★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。 ★事業実施官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮も検討（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。
	<b>確認ポイント：</b> ★セクター・ポリシー等における改革策への言及、国際機関等の他ドナーとの対話実績の確認。	
- 関連ドナー等との連携体制 【他の援助機関の対応】【他ドナー等との連携】	<b>視点・チェック事項：</b> ★対象セクターの政策、事業実施上の課題を適時に情報提供し、協議する制度ができているか。	★ドナー間の調整協議の積極的開催と情報共有メカニズムの強化。JICA 側プロセスについては、実施機関の参加の下でドナーに対しても説明。
	<b>確認ポイント：</b> ★ドナーの中期戦略に掲載されているか、予算措置は確保されているか。他国を含め同種事業に反対した事例の有無。	
<b>3.3 Delivery quality risk</b>		
- 開発効果の測定可能性 【事業効果】	<b>視点・チェック事項：</b> ★運用効果指数の測定に必要なデータは容易に入手可能か、入手経路は適切に特定できているか。	★データベース構築を事業コンポーネント内に取り込み。関係機関のデータ収集のインセンティブの制度設計（データ提供がない際の罰則含む）。
	<b>確認ポイント：</b> ★既往公共事業における効果測定体制、統計局等のデータ収集内容の確認。	
- サブプロジェクトの地域的分散による完成後モニタリング不足 【操業・運営／維持・管理体制】	<b>視点・チェック事項：</b> ★多数のサブプロジェクトが地域的に分散して存在する場合、実施機関が継続的に使用状況をモニタリングすることは可能か。	★適切な報告継続を条件に、維持・保守費用の一部を分担するなど、システム、受益者側の施設継続活用、モニタリング及び報告を行うインセンティブの組み込み。
	<b>確認ポイント：</b> ★地方政府の監査、会計検査体制の確認（特にパフォーマンス監査の有無）。 ★当初予算配布と年度途中での執行状況の	

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
	確認体制、必要に応じた柔軟な再配分が可能な制度か。	
- 開発効果の持続可能性 【操業・運営／維持・管理体制】	<p>視点・チェック事項： ★維持管理の責任体制は明確に規定されているか。従来、施設の維持管理計画は（特に技術的観点から）適切に策定され、十分な予算配分がなされてきたか。資金不足がある場合、その背景は何か（料金水準の低さ等）。</p> <p>確認ポイント： ★現在の維持管理計画の策定、予算配布、点検・保守工事実施主体の能力について、コントラクター、専門家等からの聴取。</p>	<p>★利用者料金により維持管理費を充当する場合、サーベイ等に基づく利用者組合（水利組合等）の支払い意思と、地方政府の財政的負担能力を適正に評価した上で、両者の間での資金融通枠組みの合意。</p> <p>★資金不足の場合の対応策の検討を協力準備調査あるいは事業コンサルタント TOR に含め、実行可能な対応策を事業完成前に検討。</p> <p>★料金政策の合意等はドナー間政策協議のテーマに盛り込み、複数の事業の支援ドナーの共通申し入れ事項とする体制を整える。</p>
- 自然災害等による事業実施への影響可能性 - 現地治安情勢等による事業実施への影響 【事業の必要性】【その他特記事項】	<p>視点・チェック事項： ★事業対象地域が自然災害の影響を受け、事業実施が中断、阻害される恐れはないか。 ★現地デモ、反政府勢力等により事業の順調な進捗が阻害される恐れはないか。</p> <p>確認ポイント： ★F/S 段階における過去の自然災害の実績を反映した事業設計の確認。 ★事業対象地域の主要ステークホルダーへの事業内容の十分な事前周知の有無。</p>	★雨季や自然災害要因を考慮に入れた作業計画の策定、災害多発地域での長期工事を実施する場合は、contingency plan の策定と発動タイミングの実施機関との協議。
- 事業の不適正、非合法的な利用可能性 【事業効果】	<p>視点・チェック事項： ★事業が想定した形と異なった非合法、不適正な形で使われる可能性はないか（灌漑地でのケン栽培、盗電、空港の軍事利用等）。</p> <p>確認ポイント： ★過去の公共事業完成後の施設使用状況のモニタリング体制確認（維持管理目的も含む）。</p>	★関係機関、住民コミュニティ等と連携しての不適正な活用の防止措置、モニタリング方法の検討・実施。
- 施設の不適正使用等による維持管理費の高騰 【操業・運営／維持・管理体制】	<p>視点・チェック事項： ★道路の過積載取り締まり不十分など、施設利用状況が不適切であるため、維持管理費用が想定以上の高騰、プロジェクト・ライフの短縮等の可能性はないか。</p> <p>確認ポイント： ★対象セクターの開発計画、他ドナーの支援戦略等における政策改善項目の確認。</p>	★関係機関、関連業界団体、住民コミュニティ等とも連携した法令・規則遵守のための広報・啓蒙キャンペーン、防止措置、モニタリング方法の検討・実施。
- 特定層へのアンバランスな裨益の可能性 - 開発効果の裨益範囲の狭さ 【事業効果】	<p>視点・チェック事項： ★開発効果が特定層に偏って裨益する可能性はないか。 ★特定の社会集団（女性、少数民族、原住民等）が事業から裨益しない、あるいは負の影響を被るリスクはないか。</p>	<p>★事業便益、インパクト等の分析と、事業初期段階からの現地コミュニティ、ステークホルダーとの積極的協議。</p> <p>★最終受益者を含む事業実施サイトへの訪問等による事業便益の認識等、厳密な事業便益分析の実施。</p>

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
	確認ポイント： ★事業内容に関するステークホルダー会合等での内容の十分な周知の実績確認。	★個別グループのアクセス、裨益経路を特定した上で、ボトルネックとなりうるコンポーネントの事業内への取り込み。政府事業として実施させるため、政策協議等における申し入れ。

ベトナム国ベンチェ省水管理事業準備調査  
先行技術協力の成果活用に係る調査仕様書

1. 目的

先行技術協力の成果活用に係る調査は、気候変動による影響を踏まえて、ベンチェ省を含むメコンデルタ地域各省が取り組む農業開発計画の内容や進捗状況について、本事業の実施の背景や妥当性を整理する目的で実施する。

JICA は、2011 年から 2013 年に開発計画調査型技術協力「メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト」を実施し、気候変動による影響に適応した農業・農村開発に係るマスタープラン、および取り組むべき優先事業計画を策定しており、本調査では同調査の結果の活用状況を以下の通り確認することとする。

2. 調査項目

- ① JICA が 2011 年から 2013 年に実施した開発計画調査型技術協力「メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト」にて策定したマスタープランについて、対象 7 省での活用状況を以下の観点で確認する。
  - ア. マスタープランがどのように先方政府の方針や計画等に取り入れられたか。取り入れられている場合、その理由（何故取り入れられたか）、どの省のどの機関が、いつ、何に取り入れたかを具体的に確認する。取り入れられていない場合、その理由を確認する。
  - イ. マスタープランがどのように関係者に認知、参照され、各種事業の実施に向けた検討材料として使われているかを確認する。認知・参照・検討材料とされている場合、その理由（何故認知・参照・検討材料とされているか）、誰が、いつ、どのように認知・参照・検討しているかを具体的に確認する。
  - ウ. 関係者のマスタープランに対する満足度を確認する。関係者へのインタビュー、アンケート等による情報収集と分析を行う。
- ② 開発計画調査型技術協力において提案した「優先プロジェクト計画」の実現状況を以下の観点から確認する。
  - ア. 進展がある事業では、どのように進展しているか具体的に記載する進展した理由、進展状況（実施中・実施済み）、実施機関名、資金源など。実施済みの場合は、その効果（可能な範囲で）。
  - イ. 進展がない事業では、進展していない理由を具体的に確認する。
- ③ マスタープランを推進する体制について、以下の項目において課題が確認さ

れた場合には、その課題の内容・課題が発生した原因を確認するとともに、課題に対しこれまでどのように対応してきたか/今後どのように対応する計画かについても確認する。

- ア. マスタープランを推進する責任を負う機関はどこか（国レベルでの推進者。プロジェクトサイトの7省での推進者。7省間の調整を行う委員会の設置有無などを確認する。）
- イ. 上記ア. で明らかにされた「責任を負う機関」それぞれについて、マスタープラン推進に関連する政策・制度の状況
- ウ. 同ア. 明らかにされた「責任を負う機関」それぞれの所掌業務、組織体制、人員体制の確認
- エ. 同ア. で明らかにされた「責任を負う機関」それぞれのマスタープランの実施推進に係る技術水準
- オ. 同ア. で明らかにされた「責任を負う機関」それぞれの財政状況（財源、予算割当額、支出実績額）

### 3. 調査方法

質問票、インタビュー等。

### 4. 備考

本調査に関する調査結果は別冊（和文のみ、簡易製本2部）として取り纏め、インテリム・レポート提出時にJICAにのみ提出する。

## ベトナム国ベンチェ省水管理事業準備調査 自然条件調査仕様書

### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質、地盤などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、有償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにてその旨を記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境ガイドラインの内容と齟齬が無いように留意する。

これらの調査については現地再委託を認める。また、所要の費用は見積もりに含める（内見積り）ものとする。

### 2. 調査項目

#### (1) 地形調査

調査位置：水門建設予定地（8ヶ所）

調査内容：地形測量（または地形データ入手）、路線測量（縦断測量、横断測量）

成果品：地形図、平面図、縦断図、横断図、等

#### (2) 地質調査

調査位置：水門建設予定地（8ヶ所）

調査内容：地表踏査、調査ボーリング（水門建設予定地について1ヶ所あたり数本程度を想定）、標準貫入試験、サンプリング、三軸圧縮試験、

成果品：地形図、平面図、縦断図、横断図、等

ベトナム国ベンチェ省水管理事業準備調査  
魚類及び水生生物調査仕様書

1. 目的

魚類及び水生生物調査は、本事業の実施による対象地域内に生息する魚類や水生生物への影響を把握し、影響を最小化するための緩和策を検討するために実施する。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬が無いように留意する。

これらの調査については現地再委託を認める。また、所要の費用は見積もりに含める（内見積り）ものとする。

2. 調査項目

調査内容：ベンチェ省内約 20 ヶ所で月 2 回程度魚類等の捕捉調査を実施し、その生息状況を確認する。なお、2015 年 5 月から 8 月までの 4 か月分については、ベトナム国農業・農村開発省が配布資料中の「魚類調査仕様書」に沿って独自に調査を行うことになっており、既に開始している。本業務では、上記調査に引き続き、2015 年 9 月から 2016 年 4 月までの間、調査箇所も含め、可能な限りこれに準じて調査を行うこととする。また、本調査実施においては、先方実施分の調査結果を確認・活用し、通年の調査結果として成果品を作成すること。

成 果 品：捕捉結果及び分析をまとめた報告書